

改正クリーンウッド法についての省令の全体像

令和7年4月1日
施行

◇ 各省令の内容

省令① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則

：木材関連事業者の区分や対象物品、登録に係る事項等を規定

省令② 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

：合法伐採木材等の利用の確保に関する努力義務の内容を規定

省令③ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（新設）

：合法性の確認等の義務内容を規定

改正CW法の条項	省令の規定の概要（改正又は新設事項は太字）
第2条 定義	【省令①】 第一種木材関連事業(川上・水際の事業)、第二種木材関連事業(第一種以外)、対象物品(戸を追加)
第6条 合法性の確認	【省令③】 国内外の法令に関する情報や取引実績等を踏まえた合法性の確認
第7条 記録の作成・保存	【省令③】 書面又は電子で記録・保存(原則5年)
第8条 情報の伝達	【省令③】 書面又は電子で伝達
第12条 合法性確認木材等の量の報告	【省令③】 報告基準(国産木材、輸入木材:3万m ³ 、家具等:1.5万t)、報告先(家具等は経産大臣、他は農水大臣)
第13条第1項 判断の基準 第1号 体制の整備	【省令②】 責任者の設置、取組方針の作成
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【省令②】 国内外の法令に関する情報や取引実績を踏まえた取引相手の選定、合法か否かの情報がない場合に川上に対する情報の要求
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	【省令②】 合法性確認木材等でない木材等及び違法伐採に係る木材等を譲受けた場合における取引相手の見直し等の実施
第4号 情報の保存(義務を除く)	【省令②】 書面又は電子で記録・保存(原則5年)
第5号 情報の伝達(義務を除く)	【省令②】 書面又は電子(消費者向けはWeb掲載も可)で伝達
第6号 その他	【省令②】 登録等の情報の譲渡し先への提供
第15条～	【省令①】 登録に係る事務手続の内容等